

石巻市防犯灯維持管理等補助金の概要

目的

石巻市には、行政（石巻市）が道路に設置している街路灯と、町内会等が道路に設置している防犯灯があり、この防犯灯は町内会等（町内会・行政区）の予算で修理・交換や電気料金の支払いを行っていただいております。

市では、地域ぐるみで犯罪を未然に防ぎ、住民が安心して暮らせるまちづくりを推進するために、平成31年度（令和元年度）より町内会等が設置する防犯灯について、LED灯の新規設置やLED灯への交換、電気料金に対する補助を行います。

※その他、道路には国・県等が設置している道路照明灯などがあります。

交付対象

地域の防犯を主目的として町内会等（町内会・行政区）が設置し、維持管理を行うもの。

補助対象団体

地域の防犯を主目的として「防犯灯」を設置・維持管理を行う町内会等（町内会・行政区）。

補助金の種別

補助金種別	対象経費
防犯灯新規設置費補助金	防犯灯の新規設置に必要な経費 ただし、灯具はLED灯に限ります
防犯灯交換費補助金	既存の防犯灯のLED灯への交換に必要な経費
防犯灯電気料金補助金	町内会等が支払っている防犯灯にかかる電気料金

交付要件

- (1) 地域の防犯を主目的として町内会等が設置し、維持管理を行う防犯灯であること。
また、いずれも日没から日の出まで点灯しているもの。
- (2) 新規設置・交換の場合は、電力柱、電信柱または単独柱に電灯を取り付けた定額灯であり、年度内に事業が完了するもの。また、灯具はLED灯で、自動点滅器を取り付けたものであること。
- (3) 新規設置の場合は、他の防犯灯等との設置間隔が概ね40m以上であること。

補助金額等

(1) 防犯灯新規設置費補助金

補助金額	補助限度額	申請回数
経費の全額	1灯当たり60,000円	1年度で1回限り

(2) 防犯灯交換費補助金

補助金額	補助限度額	申請回数
経費の全額（ただし、補助金を利用した2回目以降の交換については経費全額の5割を補助）	1灯当たり20,000円	制限なし

(3) 防犯灯電気料金補助金

補助金額	申請回数
直近の年度における、管理するすべての防犯灯に費やした電気料金の5割	1年度で1回限り

申請書等提出先

次ページのフローチャート等を参考に書類をそろえていただき、お住まいの地域の総合支所地域振興課、本庁の場合は防災推進課に前日までに必ずお電話で予約の上、申請用紙等をご持参ください。

各支所（渡波・稲井・荻浜・蛇田）では受付を行っておりませんので、本庁防災推進課に手続きを行ってください。

平成31年度（令和元年度）は6月3日（月）より申請受付を開始します（電気料金は9月～10月末までの受付）。

石巻市役所防災推進課	0225-95-1111（代表）
河北総合支所地域振興課	0225-62-2111（代表）
雄勝総合支所地域振興課	0225-57-2111（代表）
河南総合支所地域振興課	0225-72-2111（代表）
桃生総合支所地域振興課	0225-76-2111（代表）
北上総合支所地域振興課	0225-67-2111（代表）
牡鹿総合支所地域振興課	0225-45-2111（代表）

